

平成27年6月22日

「平成27年度 市民税・府民税普通徴収税額の通知書」の印字誤りについて

平成27年6月16日付けで、控除超過に該当する方へ「平成27年度 市民税・府民税普通徴収税額の通知書」を送付しましたが、次のとおり印字誤りがありましたので、公表します。

1. 通知の主旨

上場株式等に係る配当所得・株式等譲渡所得については、所得税の源泉徴収にあわせて市・府民税もあらかじめ徴収されます。この徴収済みの市・府民税額が、市で算出する平成27年度市・府民税額を超える（以下、控除超過と言います）場合はその額を還付しなければなりません。今回の通知はその旨をお知らせし還付手続き書類とともに送付したものです。

2. 通知の件数

437件

3. 印字誤りの内容

内訳として本来表示されなければならない「基礎控除額」「人的扶養に係る控除額」が表示されず「0」または、空白になっていました。

4. 経過

通知を受け取った市民からの通報により発覚しました。

5. 原因

今回の帳票については、昨年10月のシステム移行時に一旦検証が済んでおりましたが、本年5月にプログラムのバージョンアップが施されており、その際に誤った修正が適用されたことによります。

6. 影響範囲

- ・控除合計額は正しい額が表示されており、税額計算や還付額に誤りはありませんので、税額の変更等はありません。
- ・控除超過となるケースに限定されていました。
- ・普通徴収分に限定されていました。
- ・当該帳票の出力はこれが初回であり、これ以前に本帳票を出力・送付は行っていません。

7. 対応

- ・プログラム修正を即時実施しました。
- ・正しく出力した通知をお詫び文とともに平成27年6月19日付で発送しました。
- ・他の帳票も含め、今後の出力作業においてチェック・検証作業の強化を図ります。